（廃棄物埋設施設等の技術上の基準）

第六条　法第五十一条の六第一項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　［略］

二　ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地については、埋設開始前において、埋設を行おうとする場所にたまつている水を排除し、埋設時においては、当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。

三　［略］

四　中深度処分又はピット処分に係る廃棄物埋設地については、埋設時において、その設備（ピット処分に係るものにあつては廃棄物埋設地への雨水、地下水等の浸入防止に関するものを含む。）を随時点検し、当該設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、当該設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。

五　ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地は、土砂等を充填することにより、当該廃棄物埋設地の埋設が終了した後において当該廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある空隙が残らないように措置すること。

六　［略］

七　埋設が終了したピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地は、埋設した物及び廃棄物埋設地に設置された設備が容易に露出しないようにその表面が土砂等で覆われていること。

八　［略］

（放射性廃棄物等の技術上の基準）

第八条　法第五十一条の六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　中深度処分を行う場合　次のいずれにも該当すること。

イ　埋設しようとする放射性廃棄物が原子力施設を設置した工場又は事業所において生じたもの（放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十三条の二の規定により核燃料物質等とみなされた放射性同位元素又は放射性汚染物を含む。）であること。

［ロ・ハ　略］

二　ピット処分又はトレンチ処分を行う場合　次のいずれにも該当すること。

イ　埋設しようとする放射性廃棄物が前号イに定めるものであること。

ロ　［略］

（廃棄物埋設施設等の技術上の基準）

第六条　［同上］

一　［同上］

二　埋設開始前においては、廃棄物埋設地のうち埋設を行おうとする場所にたまつている水を排除し、埋設時においては、当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。

三　［同上］

四　ピット処分を行う場合にあつては、埋設時において、廃棄物埋設地の設備（廃棄物埋設地への雨水、地下水等の浸入防止に関するものを含む。）を随時点検し、当該設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、当該設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。

五　廃棄物埋設地は、土砂等を充填することにより、当該廃棄物埋設地の埋設が終了した後において当該廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある空隙が残らないように措置すること。

六　［同上］

七　埋設が終了した廃棄物埋設地は、埋設した物及び廃棄物埋設地に設置された設備が容易に露出しないようにその表面が土砂等で覆われていること。

八　［同上］

（放射性廃棄物等の技術上の基準）

第八条　［同上］

一　中深度処分を行う場合

イ　埋設しようとする放射性廃棄物が加工施設（その燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む燃料体の加工を専ら行うものに限る。）、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設又は再処理施設を設置した工場又は事業所において生じたものであること。

［ロ・ハ　同上］

二　ピット処分又はトレンチ処分を行う場合

イ　埋設しようとする放射性廃棄物が原子力施設（製錬施設、加工施設（その燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む燃料体の加工を専ら行うものを除く。）及び使用施設等（核燃料物質（ウラン及びその化合物に限る。）を除く。）を設置した工場又は事業所において生じたもの（放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十三条の二の規定により核燃料物質等とみなされた放射性同位元素又は放射性汚染物を含む。）であること。

ロ　［同上］